



公 示

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和8年1月16日

吉野川市農業委員会会長 真根 広也



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の 種類	農地法第 32条又は 第33条の 該当条項等	農地の所有者等の情報
鴨島町森藤字 大泉寺132番1	田	1,990	所有権	第33条 第1項	登記名義人：藤川丞二
鴨島町森藤字 大泉寺151番1	田	1,829	所有権	第33条 第1項	登記名義人：藤川義和
鴨島町森藤字 大泉寺153番1	田	1,131	所有権	第33条 第1項	登記名義人：藤川丞二
鴨島町森藤字 大泉寺157番3	田	374	所有権	第33条 第1項	登記名義人：藤川丞二
鴨島町森藤字 大泉寺158番1	田	631	所有権	第33条 第1項	登記名義人：藤川義和
鴨島町森藤字 大泉寺193番2	畑	11	所有権	第33条 第1項	登記名義人：藤川義和

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが
確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により

探索を行ったとみなされる場合を含む)。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があつた日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかつた場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

